

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 NPO シビルサポートネットワーク

所在地	〒342-0058 埼玉県吉川市きよみ野 2 - 13 - 2 TEL:048 - 983 - 2833 FAX:048 - 983 - 2833 E-mail:tsujita@alpha.ocn.ne.jp		
ホームページ	現在準備中		
設立年月	2004年 9月 * 認証年月日(法人団体のみ) 法人認証申請中		
代表者	辻田 満	担当者	出崎 太郎
組織	スタッフ 5名(内専従 2名) 個人会員 29名 法人会員 0名 その他会員(賛助会員等) 0名		
設立の経緯	<p>本NPOは中央大学土木同窓会の技術部会が同窓のシニアエンジニアの技術を有効活用するための組織作りを切っ掛けに、広い分野(大学、建設業、建設コンサルタンツ等)に渡り賛同する会員を募って組織化(NPO)したものです。</p> <p>平成16年7月: 設立発起人会 平成16年8月: 設立総会 平成16年9月: 設立申請提出(現在認証決定待ち)</p>		
団体の目的	<p>21世紀を迎えて新たな転換を必要とする社会において、技術者の活躍する環境が大きく変化しようとしています。社会は組織力重視から個人の實力重視の時代へと向かう中で、技術者個人の多様かつ豊富な技術力を公正・中立的な立場で発揮することが求められる場面が増えています。この場面では経験豊かなシビルエンジニアの有効な活用は社会的資産の活用として重要な方策と考えられます。</p> <p>本NPOは市民参加と相互扶助の精神のもと、都市及び環境、施設の維持更新及び防災の関連分野を主体に、市民や地域の視点に立って大学等研究機関及び企業間の技術と情報の交流を支援します。併せて市民や行政との協働事業を行うことにより一層の相互理解と地域の活性化を図ることを活動の目的としています。</p>		
団体の活動プロフィール	<p>平成16年9月: 推進委員会開催(環境部門活動方針設定) 平成16年10月: 全国の処分場データの収集解析</p>		

活動事業費(平成15年度) 0円

政策の分野

- ・地球環境問題への対応
- ・空気・水・土の保全
- ・環境パートナーシップ

政策の手段

- ・健全度診断の実施～評価・改善策の提言（必要がある場合）
- ・評価公表（自治体が同意の場合）

団体名：NPO シビルサポートネットワーク

担当者名：出崎 太郎

政策の目的

全国の自治体保有の最終処分場は2,000箇所以上に上っています。建設年度により整備基準も異なっており、将来的に周辺環境への影響が懸念されています。この不安を解消するためには処分場の現状を調査してその健全度を診断する必要があり、幅広い分野の技術者による公正・中立な判断が要求されます。

この政策は、評価基準を定めて既存施設の健全度を判定し、必要な場合に改善提案を行うことを目的としています。この診断により当該自治体による現状の問題点把握が可能となり、速やかな対応を取ることで周辺住民の不安を払拭すると共に周辺住民の生命と財産を守ることができます。

背景および現状の問題点

自治体保有の最終処分場は埋立てに15年、閉鎖後も廃止基準を満たすまでは維持管理（数十年）が義務付けられています。このように長期にわたる維持管理が要求されていますが、その期間、最終処分場が健全で、周辺環境に対して影響を与えていないか等の判断の指標等がなく、周辺の住民や自治体にとっても不安な状態が続いているのが実情です。

特に管理型の最終処分場は不具合が顕在化しにくく、技術上の基準等は強化されてきていても、埋立て管理中の管理基準等が未整備の為に、モニタリングに頼る状況となっていますが、モニタリングで確認された時点では既に周辺環境に影響が出ている場合が多いようです。そのような状況下、専門技術者が中立・公正な立場で早期に診断・評価・改善提案・公表を行うことは有意義であると考えます。

政策の概要

自治体の保有する最終処分場は、その計画段階から受け入れ周辺住民からの反対の声が強く、その合意形成には多くの困難を要するのが現状です。また、各地の処分場で住民の不信を増大させるような問題が発生し、自治体に対し疑念を持っていることも現実です。そのような状況で処分場の整備が進まないことにより、一般廃棄物が過疎地域等に最終処分されるケースが増え、この廃棄物の広域移動等が社会問題化しています。

このこと自体が環境への負荷を増してきていることは明白であり、その是正には、自区内処理の原則を遵守すべきであると考えられます。そのためには処分場からの環境破壊・汚染等を最小限に抑え、健全である証を、定期的に検証し、周辺住民が安心できる環境を作り出すことが必要です。既に現存する最終処分場について自治体側（設計・施工）でも、住民側でもない、NPOが中立・公正な立場から、処分場の構造や、埋立て管理の状況、浸出水処理状況、モニタリングの状況等を、調査・診断することこそ重要なことと考えます。

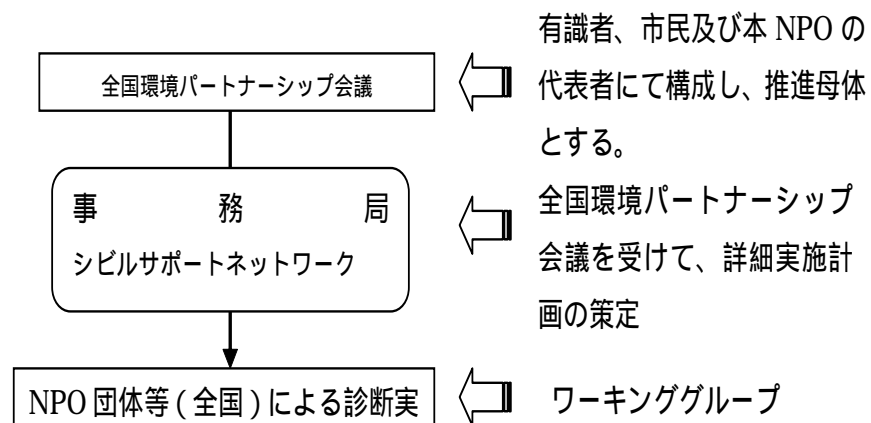
これらの診断することにより、住民や自治体が現状を認識し、不備な点があれば速やかに改善することを提言し、環境への影響を最小限にすることが可能と考えます。これらの健全度診断が広がることにより、NPOと行政や市民が一体となり協働することで最終処分場に係わる諸問題等も減少するものと思われれます。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

【実施方法】

1. 自治体保有の一般廃棄物最終処分場の現状調査
 - ・ 稼動状況調査（閉鎖・休止等の調査）
 - ・ 不適正処分場（538箇所：1998年厚生省発表）の適正化状況調査
 - ・ 調査対象処分場の選定（優先度：不適正、埋立て期間の長いもの）
2. 調査手法の確立
 - ・ 評価項目及びチェックリストの作成
 - ・ 評価基準の作成
3. 健全度診断の実施
 - ・ 診断の趣旨と実施のお願い
 - ・ 健全度診断の実施（設計、施工、維持管理、モニタリング）
4. 健全度の評価
 - ・ 評価は判り易くするために総合評価としての 印5段階評価程度とする
5. 改善提案の提言
 - ・ 評価の未達に対する改善提案を行い、改善後の再診断を提案
6. 評価の公表については自治体の判断とする

【全体の仕組み】



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

【第一ステップ】本NPOがパイロット事業として試行的に実施し、問題点や課題等を事前に把握する。

【第二ステップ】本格的な実施体制を組織して実施にあたる。

【第三ステップ】期限付きで評価の低い処分場に対して再評価を行う。

政策の実施により期待される効果

一般廃棄物最終処分場が、市民及び自治体においてもその健全度を公平・中立に確認することができることによって、周辺住民が安心した状態の下で生活ができること、また、不健全な状態であっても速やかな対応により、環境汚染の拡散等が最小限に押さえ込むことが可能となります。

市民の立場からみても、このような診断システムがあることで、新規の処分場計画等についても理解が生まれ、何が何でも反対と言う状態は避けられて来ることが考えられます。

自区内処理を徹底することにより、現在の山間や過疎地帯に作られた民間の最終処分場も減少し、そのような地域住民の不公平感等の不満も解消でき、そのような自然環境の豊かな地域を保全することにも繋がってきます。

処分場問題では、新規の候補地確保、廃棄物の広域移動、周辺環境の汚染、およびこれらの問題に対処するために莫大な社会的コストが費やされています。技術的信頼性を確保することで、これら諸問題に対する社会的コストの増大を防止することができると考えます。

また、市民参加と言う事で、市民レベルにも廃棄物排出の抑制・再利用・再生利用等の意識が広がり循環型社会へ向けての大きな原動力となります。

その他・特記事項

今回は既存最終処分場の健全度診断についての政策提言を行いました。処分場跡地の土地利用についても関心を持っています。

最終処分場は計画段階から将来の土地利用を想定した上での処分場計画がなされているので、それに対応した評価基準を作成し健全度診断が行われるのがベストと考えます。しかし、処分場が埋め立てられて廃止されるまでに長期間を要し、想定された土地利用がその時点での社会ニーズに必ずしも合致するとは限らないこともあります。したがって、あくまでも環境保全の観点からの健全度診断を想定し、跡地土地利用上の差異は必要に応じての判断でよいと考えています。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 知っ得らぶ

所在地	〒 822 -0111 福岡県鞍手郡若宮町金丸 358 - 12 TEL:0949 - 52 - 1452 FAX: - - E-mail: f_ne_ca_8da@ybb.ne.jp 携帯 : 090-6426-8385		
ホームページ			
設立年月	H 16 年 9 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	辰島千代子	担当者	瀧下敦子
組織	スタッフ 5 名 (内専従 名)		
	個人会員 5 名	法人会員 名	その他会員 (賛助会員等) 名
設立の経緯	<p>地球環境を考えるにあたり、個人・家庭でのライフスタイルの見直しが最優先だと思った。特に家庭排水による環境汚染は言うまでもない。そこで環境負荷の少ない製品を使用してはみたが、経済的理由により継続する事は不可能だった。ならばどうすれば、個人に負担なく環境に良い製品を広く継続使用できるのか模索した。皆が経済的豊かさを手にし、なおかつ環境活動に貢献できる方法。そして、知って得するクラブ (知っ得らぶ) を立ち上げた。</p> <p>H 16 年 9 月 知っ得らぶ結成 (商標登録出願中) H 16 年 10 月 2 日 第一回知っ得らぶ開催 H 16 年 10 月 30 日第二回 以後 2 回 / 毎月開催</p>		
団体の目的	<p>市民の経済が豊かにならないと環境も良くはならない。そこで環境活動が社会貢献から経済へ展開できることを、広く一般市民に情報提供し、「個」と「公」が一体となって、環境革新を目的とする。</p>		

<p>団体の活動 プロフィール</p>	<p>98年12月より厚生省は「成人病」という呼称をやめて「生活習慣病」という呼称に変えた。その背景には、発症の低年齢化により、「成人病」は食生活や日常生活による生活習慣が大きな影響を及ぼすと考えられる様になったからだ。</p> <p>つまりは日常の生活習慣が健康や環境おも汚染しているという事になる。</p> <p>又、国民健康保険による国家医療費負担の増大により、その赤字を埋める策として国民の負担率が引きあがった記憶は新しい。</p> <p>尚、少子・高齢化が進むにあたり、今後貰える将来の年金の額に一層の関心が深まり、不安を隠せないのも事実だ。</p> <p>厚生年金の保険料についても、現在年収の13.58%（労使折半）から毎年引き上げられていき、平成29年度には18.3%になる事が見込まれている。</p> <p>そんな経済的にゆとりの無い、日々逼迫していく一般市民の家計から、品質よりも価格を優先選択しているのも無理ない事である。</p> <p>又昨今、不誠実な企業が相次いで取り沙汰されている。</p> <p>たとえ華々しい成長を遂げていても、環境に無頓着だったり、人を大切にしない企業に対しては投資しない考えが必要だ。</p> <p>誠実ががんばっている企業をもっと積極的に応援したい。</p> <p>それでなければいつまで経っても、家庭排水による環境汚染は防げない。</p> <p>このままでは地球が持たないのは判明している。</p> <p>私達は子から子へ。次世代へこの地球を残さなくてはいけない義務がある。</p> <p>知っ得らぶ（知って得するクラブ）は周りの環境を変えようとする前に、まずは自分が変わる事を目的とし、環境に貢献している企業を選んで、日常生活そのものの社会的責任投資に取り組んでいく。</p> <p>環境や社会が良い方向に変わり、私たち市民も経済的に豊かになる事を目指す。</p>
--------------------------------	---

活動事業費（平成15年度） 円

政策のテーマ **21世紀型ビジネス推進
(環境・経済の豊かさを手にする)** 環境活動

- 政策の分野
 ・化学専門部門において成分検証
 ・
 政策の手段
 ・知っ得らぶ(知って得するクラブ)を全国設置

団体名：知っ得らぶ
 担当者名：辰島千代子

政策の目的

ネットワークマーケティング業界全体の認知度向上

長引く不況で減収減益に苦しむ市民の多い中、ネットワーク・ビジネスこそが21世紀型ビジネスになりうる。

消費者の参加と参画でマーケティング・イノベーションを起こし、共に行動する過程において財をつくる。

ネットワークによってグリーン調達を積極的に行う。

背景および現状の問題点

ネットワーク・ビジネスが生まれた米国ではマルチ・レベル・マーケティングビジネスとも呼ばれており、日本では、マルチ商法という言葉には、うさんくさいという語感がつきまどっている。合法的なネットワーク・ビジネスと完全に違法なネズミ講との違いが一般に知られていないという問題がある。

たとえ社会貢献を経営理念に掲げ真面目に取り組んでいる企業であっても、ネットワークカンパニーと聞いただけで一般市民には受け入れてもらえない。

環境問題の多くは国民の日常生活に起因している。

だからこそ国民一人一人が取り組んでいかなければならない。

もう国や環境省の呼びかけだけでは環境負荷の低減は思うほど望めない。

政策の概要

【第1段階】

- ・一般的に「環境にやさしい」といわれている製品成分検証
 世の中いろんな情報が氾濫しており、どれが環境に良いのか市民には検証できない。
 専門知識を要するので環境省を筆頭に国のバックアップ願う。
 その結果、各企業もこぞってグリーン調達推進を加速する。

【第2段階】

- ・「知っ得らぶ」全国設置のマニュアル作りと人材育成
 製品マニュアル・経済マニュアルの作成と各地域においてネットワークビジネス教育をし環境改善の担い手を増やしていく。

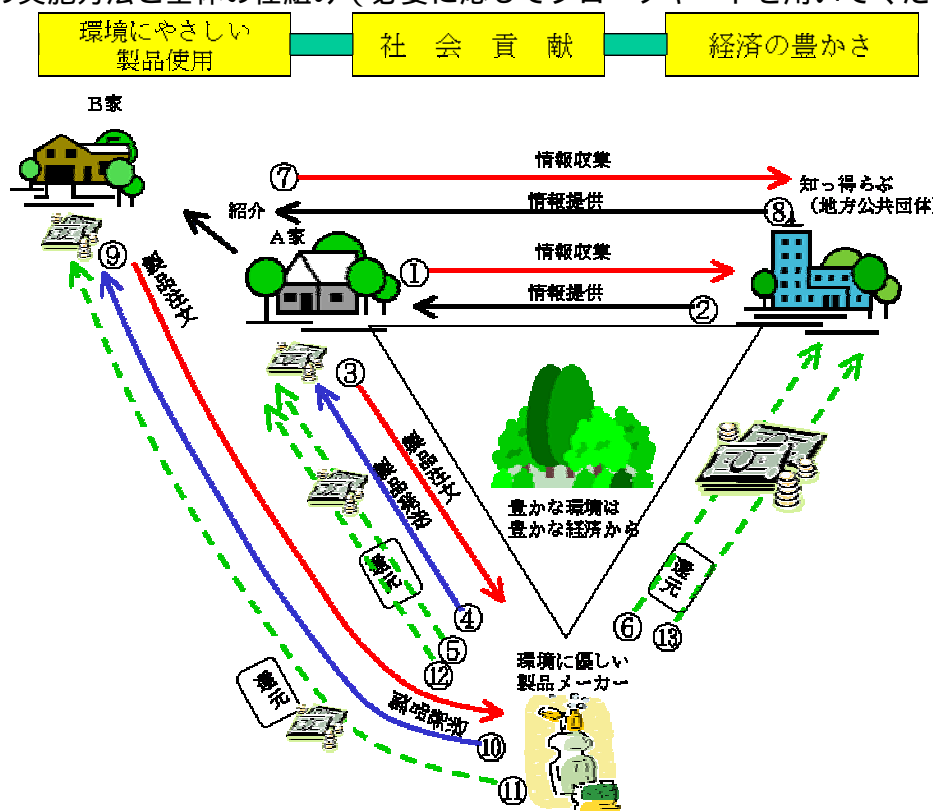
【第3段階】

- ・「知っ得らぶ」を起点とした市民環境大変革運動実施に向け全国普及活動
 一人でも多くの市民が社会貢献に参加してもらう為には、「豊かさ」を掲示し市民環境大変革運動に参画してもらう。

【第4段階】

- ・ 学校教育におけるマルチ・レベル・マーケティング科目追加
ハーバード大学など世界有数の大学では、マルチ・レベル・マーケティングは単位科目になっている。
日本でもここ数年になっていくつかの大学がとりいれてはいるが、まだまだ社会的認知度が低すぎる。
ネットワークビジネスは、人とのコミュニケーションを大切にする事から始まっているが、今はIT時代とも呼ばれ、人との関わりが少なくなってきた。
それゆえに“おれおれサギ”なるものが横行してしまったのもいうまでも無い。今の日本にとって環境や人を大切にする為にも、コミュニケーション作りは不可欠なものといえる。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



- (A家) 環境や経済の情報収集のため知っ得らぶにコンタクトを取る
- 【知っ得らぶ】 情報提供をする
- (A家) メーカーに製品注文
- 「メーカー」 A家に注文製品発送
- 「メーカー」 ポイントにもとづいてA家へ還元
- 「メーカー」 A家紹介のポイント分を知っ得らぶへ還元
- (B家) (A家の紹介により) 知っ得らぶに情報収集に行く
- 【知っ得らぶ】 情報提供をする
- (B家) メーカーに製品注文
- 「メーカー」 B家に注文製品発送
- 「メーカー」 ポイントにもとづいてB家へ還元
- 「メーカー」 B家紹介のポイント分をA家へ還元
- 「メーカー」 B家紹介のポイント分を知っ得らぶへ還元

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・ 国や環境省のバックアップ。
- ・ 地方公共団体への事業推進
- ・ ネットワークマーケティング専門研究機関
- ・ 協力企業募集
- ・ 教育委員会（ネットワーク教育研修）

政策の実施により期待される効果

環境改善活動意識の向上

環境改善活動に関して無頓着だった市民も、経済が関わってくるのであれば無関心には
いられない。

環境に関して個々の意識が高まる。

経済効果

将来の経済的不安により誰もが副収入を望んでいる。どんな人でも参画出来る事から
ネットワークビジネスは21世紀型在宅ビジネスになる。個々の収入が増えれば納税も
増額となり、地域活性の手助けとなる。

その他・特記事項

私たち「知っ得らぶ」メンバーは特別な学歴や才能も持ち合わせておりません。

ごく普通の一般市民です。

でも何とか環境と経済を良くしようと集まったメンバーです。

人間本来の幸福とは、健康であり、経済的豊かさがあり、社会環境に恵まれている事ではない
でしょうか。

どうぞ、つたないー市民の発想ですが「民の声」お聞き届けください。

最後にある企業が環境をテーマに作文を募集しました。

その際に応募した作品を添付致します。

読んでいただければ幸いです。

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 **ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議**

所在地	〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1 -21 戸田ビル 4 階 TEL: 03 - 5368 - 2735 FAX: 03 - 5368 - 2736 E-mail: kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp		
ホームページ	http://www.kokumin-kaigi.org./		
設立年月	1998 年 9 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	立川 涼	担当者	中下 裕子
組織	スタッフ (非常勤) 20 名 (内 専従 1 名) 個人会員 1,505 名 法人会員 55 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
設立の経緯	1997 年 9 月に「奪われし未来」(翔泳社) が日本で出版され、ダイオキシン・環境ホルモンの生物全般への、特に次世代への悪影響が社会問題として認識されるに至った。日本においては、過去に水俣病やカネミ油症などの社会的事件が起きているが、このような事件を引き起こさないためにも、ダイオキシン・環境ホルモン問題をはじめとする有害化学物質について予防原則に立脚した有効な対策を講じることが求められていた。そこで、将来を担う子どもたちのためにも、様々な対応策を実施する必要があると考え、現実的な政策提言、啓発活動や調査・研究活動を目的とした当団体を 1998 年 9 月に設立した。		
団体の目的	ダイオキシン・環境ホルモン (内分泌攪乱化学物質) 等の有害化学物質による汚染問題について、多数の市民が参加して有効な政策提言等を行うことにより、予防原則の確立を含む実効性のある汚染防止対策および被害救済を実現させることを目的としている。		
団体の活動 プロフィール	<ol style="list-style-type: none"> 政策提言 <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類緊急対策提言 (第一次 ~ 第三次) 「循環型社会基本法」(仮称) の立法提言 容器包装リサイクル法の改正提言 など ストックホルム条約成立に向けた取組 ストックホルム条約策定交渉会議 (INC) に NGO として参加し、ロビー活動を行った。 調査・研究 男児出生比率調査を行い、環境ホルモン学会でポスター発表を行った。 環境教育ビデオ「4Rでごみダイエット~ごみと循環型社会」の製作 国民会議ブックレットの刊行 『化学物質から子どもを守る』(2003 年 3 月)、 『食品のダイオキシン汚染~ダイオキシンから身を守るために』(2003 年 5 月)、 『知らずに使っていませんか? 家庭用品の有害物質』(2004 年 9 月) シンポジウム、講演・学習会 これまで、40 数回にわたってシンポジウム、講演会、学習会を実施し、国民に対する啓発活動を行っている。 ニュースレターの発行 		

活動事業費 (平成15年度) 6,441千円

政策のテーマ

「子ども環境保健法」(仮称)の制定

政策の分野
・化学物質対策

団体名：ダイオキシン・環境ホルモン
対策国民会議
担当者名：中下 裕子(事務局長)

政策の手段
法律及び国際条約の制定・改正または司法解決
制度整備及び改正
調査研究、技術開発、技術革新
組織
情報提供

政策の目的

環境中や食品・飲料水・製品に含まれる有害物質について、予防的取り組み方法に基づき、リスク削減の措置を講じることにより、子どもの健康への悪影響を未然に防止し、もって有害物質のない環境で生まれ育つ子どもの権利を実現することを目的とする。

背景および現状の問題点

いま、子どもたちを取り巻く環境には有害物質が溢れている。まず、食べ物や飲料水の中には、食品添加物や残留農薬、重金属などが含まれている。住まいの中にも、床、柱、壁、じゅうたん、家具、防虫剤、殺虫剤などにさまざまな有害物質が使われている。このほか衣類やおもちゃ、化粧品、医薬品などにも多種多様な有害物質が含まれている。

保育所や学校も決して例外ではない。校庭の除草や消毒に使用される農薬類、プールの消毒剤、校舎の建材、さらには学校給食まで、さまざまな有害物質が使われている。さらに、有害物質は母体や母乳中にも含まれており、胎児や乳児の汚染を引き起こしている。

こうした有害物質による健康被害を未然に防止するために、環境基準や食品安全基準などの各種基準値等が設けられているが、それらは大人をベースにしたものがほとんどである。しかしながら、成長段階にある子どもは、大人と比べて化学物質の影響を受けやすいことが知られている。子どもは決して「小さい大人」ではない。こうした子どもの特性に配慮した対策が必要である。

1997年、G8の環境大臣会合で「子どもの環境保健に関する8カ国の環境リーダーの宣言」(マイアミ宣言)が採択された。同宣言は、子どもの脆弱性を考えると、現行の保護レベルでは十分に子どもの健康を保護することができないことがあり得るとの現状認識に立った上で、「暴露の予防こそが子どもを環境の脅威から守る唯一かつもっとも効果的手段」であると明言し、子どもの特徴を考慮した環境リスク評価と基準の設定などの課題に各国が環境問題の最高の優先順位として取り組むことを確認している。

これを受けて、アメリカ、EUなど各国ではさまざまな子どもの環境保健対策が講じられている。わが国でも、東京都では「化学物質の子どものガイドライン」を策定するなどの取り組みが行われている。しかし、国レベルでは、子どもの環境保健に的を絞った総合的な取り組みはいまだ行われていない。わが国においても、前記マイアミ宣言に基づく対策を早急に講じることが求められている。

政策の概要

「子ども環境保健法」（仮称）の制定

以下の内容を含む子ども環境保健法を制定する。

有害化学物質のない環境で生育する子どもの権利

全ての子どもは、有害物質のない環境（母胎内を含む）で生まれ育つ権利を有する。

基本理念

予防的取り組み方法、 代替の原則、 情報公開

子どもリスク評価、安全基準値の設定

現行基準を子どもリスク評価の観点から見直し、必要な場合には、子ども基準値を設定する。

「子ども環境リスク削減計画」の策定・実施

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの環境リスクを削減するための計画を策定、実施する。

子ども環境保健委員会の設置

・医師、看護師、保健士、公衆衛生・産業衛生の専門家、環境毒性学者、保育・学校関係者、父母代表、NGO代表から構成される独立の第三者機関である子ども環境保健委員会を設置する。

・同委員会は、子ども環境リスク評価・安全基準値の設定や、子ども環境リスク削減計画の策定・実施に対して意見を述べる、関係大臣に必要な措置を勧告、資料提出や調査を要請、リスクコミュニケーションを要請するなどの任務を行う。

子ども・市民・市民団体の申し出権

何人も子どもの環境保健の維持、向上のために必要な政策に関し、環境大臣らに対し適切な措置を講じるよう申し出ることができる。

子ども環境保健センターの設置

国・地方公共団体は子ども環境保健センターを設置し、子どもの環境保健のための保健指導の実施や、そのための人材養成を行う。

子どもの保護者、学校関係者への教育

国・地方公共団体は、こどもの保護者及び保育・学校関係者に対して、子どもの環境保健の向上のための教育を行う体制を整備する。

有害性情報の報告

事業者は、その製造・輸入・使用・販売にかかる食品・製品に含有される化学物質について、子どもの健康へのリスクに関する情報を入手したときは、その内容を環境大臣に報告しなければならない。

情報提供の推進

国・地方公共団体・事業者は、子どもの環境保健を向上させるため、必要な情報を国民にわかりやすく提供しなければならない。

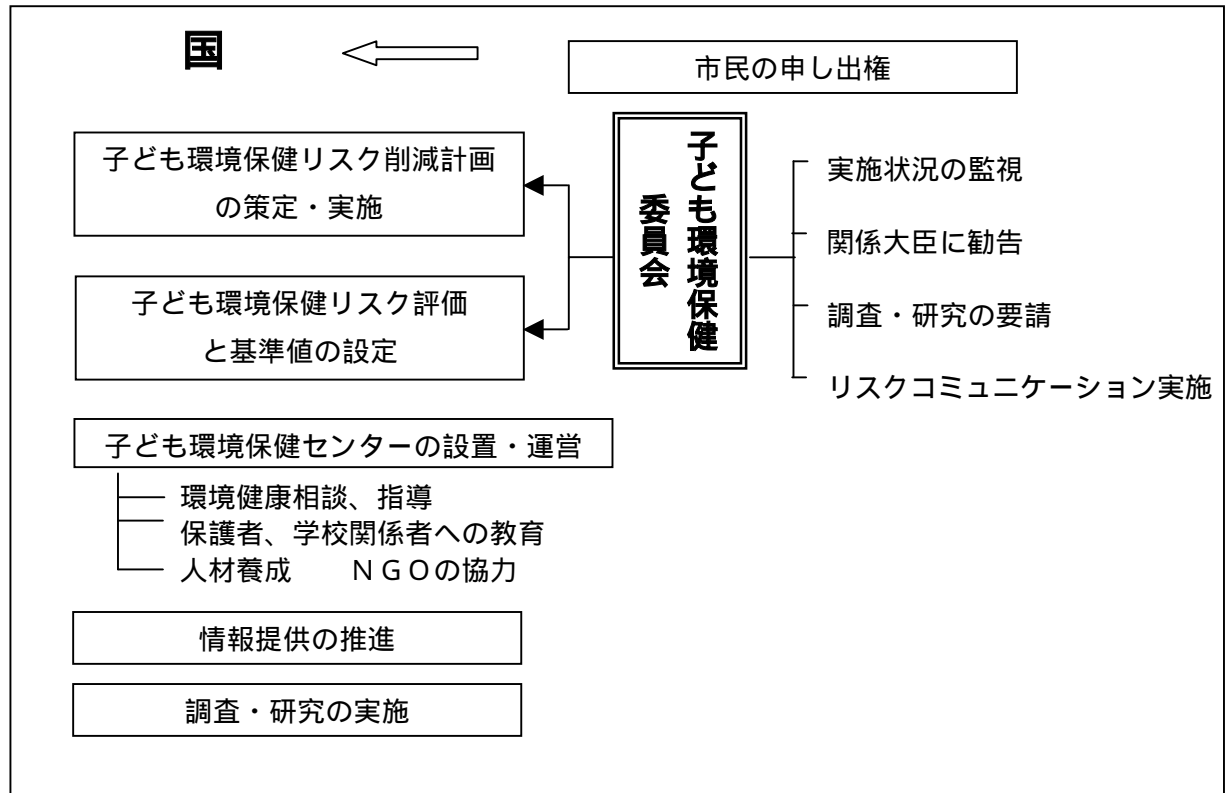
表示制度の整備と適切な運用の確保

国は、子どもの環境リスクを削減するため、食品・製品の表示制度を整備するとともにその適切な運用を確保しなければならない。

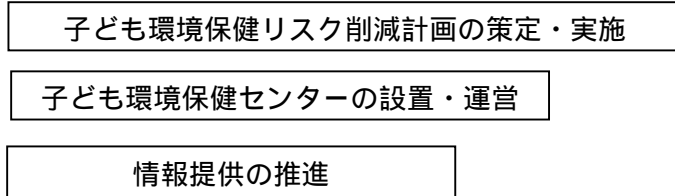
調査研究の推進

国は、有害化学物質による子どもの健康への影響に関する調査研究を推進しなければならない。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



地方公共団体



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

国の役割

国は、基本理念に則り、環境中及び食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への悪影響を未然に防止するために必要な施策を総合的に策定し、実施する。

地方公共団体の役割

地方公共団体（都道府県及び市町村）は、環境中及び食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への悪影響を未然に防止するために特に重要な役割を果たすものであることにかんがみ、基本理念に則り、国との適切な役割分担の下に、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた政策を策定し、実施する。

事業者の役割

食品・製品の製造・輸入・使用・販売者は、その製造・輸入・使用・販売にかかる食品・製品に含有される物質の子どもの健康に与える影響を把握し、当該物質により子どもの健康に係る被害が生じることのないようにしなければならない。

保育・学校関係者の役割

保育・学校関係者は、保育園・幼稚園、学校において有害物質による子どもの健康被害が生じることがないように環境保健の維持・向上に努め必要に応じてその改善を図らなければならない。

子どもの保護者・市民団体の役割

子どもの保護者・市民団体は、環境中や食品・飲料水・製品に含まれる有害物質による子どもの健康への影響について理解を深めるとともに、子どもの環境保健の向上についての施策について意見を表明するよう努めることによって、子どもの健康被害を未然に防止するために積極的な役割を果たすものとする。

政策の実施により期待される効果

近年、子どものアレルギー疾患急増、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症の増加が懸念されている。この原因として胎児期から出産前後までの高感受期における環境中の化学物質への暴露があることが指摘されている。

子ども環境保健法の制定により、このような暴露を減少させることができれば、こうした疾患の増大に歯止めがかかることが期待される。

また、近年、シックスクールにより通学ができなくなる子どもも出現しているが、子ども環境保健法が制定され、適切な基準値の設定、リスク削減策が実施されることにより、こうした子どもたちへの被害も現象させることができる。

その他・特記事項

昨年6月、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議では「子ども環境保健法」（仮称）の立法提言を取りまとめ、すでに環境大臣、厚生大臣に提出している。

また、国民、教育関係者への啓発活動として、『化学汚染から子どもを守る』、『食品のダイオキシン汚染』といったブックレットを刊行し、講演活動などを行っている。

11月6日には「子どもの健康が危ない！～子どもの環境保健法制定に向けて」という講演会（講師：立川涼・国民会議代表、黒田洋一郎・東京都脳神経科学総合研究所客員研究員、森千里・千葉大学医学部教授）の開催を予定している。12月11日には岡山でも同じ講師陣による地方講演会を開催する予定で、来年2月には佐賀県でも同様の地方講演会の開催を企画している。

組織の概要 (企業用)

会社名 有限会社 緑花技研

所在地	〒140-0014 品川区大井 1-52-6 コスモ大井町 505 TEL: 03 - 5718 - 3390 FAX: 03 - 5718 - 3290 E-mail: s-fujita@r-giken.co.jp		
ホームページ			
設立年月	2002年 7月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	藤田 茂	担当者	藤田 茂
組織	スタッフ 2名 (内 専従 名) 個人会員 名 法人会員 名 その他会員 (賛助会員等) 名		
沿革	代表者藤田は(株)日比谷アメニス 環境緑花研究室長を2001年10月に退職し2002年7月に(有)緑花技研を設立した。 (株)日比谷アメニス在職中より、屋上・室内・壁面緑花と緑化基盤としての土壌に関してきたが、これらの技術を緑化業界全体に普及させると共に、今まで緑化が不可能であった場所を緑化し、豊かな都市環境を創出するために独立した。		
事業概要	屋上・室内・壁面緑化及び造園及び緑化基盤としての土壌に関する企画、調査、研究、分析、試験、評価、設計、監理 自然環境に関する企画、調査、研究、分析、試験、評価、設計、監理 造園及び緑化事業、都市計画及び自然環境に関する講演、書籍の出版、イベントの企画及び実行 公園、庭園及び緑化施設の管理請負 その他、上記に付帯する一切の業務		
環境に関する活動実績	日本造園学会、日本緑化工学会 評議員、(財)都市緑化技術開発機構 特殊緑化共同研究会 副会長 技術開発部会長、NPO 法人屋上開発研究会、NPO 法人ガーデンを考える会 理事 研修委員長において環境緑化の推進に取り組んでいる。 (財)エンジニアリング振興協会「建築屋上・人工地盤等を活用したとし緑化システム」委員、(財)民間都市開発推進機構「都市環境推進研究会・エコシティー推進部会・緑化分科会」委員、(財)港湾空間高度化センター 港湾・海域環境研究所「港湾緑地の植栽設計・施工マニュアル検討委員会 港湾緑化技術WG」委員、(財)都市緑化技術開発機構「特殊空間の緑化技術開発検討委員会」委員、その他公団・県・市等の緑化に関する委員会に参加。 新宿区「都市建築物緑化技術指針」作成、国土交通省「本庁舎屋上庭園モニタリング」		

売上高 (平成15年度) 31,000,000円

政策のテーマ 高齢化社会における緑の保全活動

政策の分野
 ・地球温暖化の防止
 ・自然環境の保全
 政策の手段
 組織・活動、人材育成・交流
 地域活性化と雇用

団体名：有限会社 緑花技研

担当者名：藤田 茂

政策の目的

国立公園や都市公園をはじめ、企業緑地、街路樹、住宅地における緑化など、ある程度人手をかけた維持管理が必要な緑地について、リタイア後の高齢者を対象とした維持管理のシステムを構築していく。また、維持管理活動を通じて地域の児童を対象とした環境学習などを行うことで世代間交流を促進し、地域のエコ・コミュニティの形成を図っていく。

背景および現状の問題点

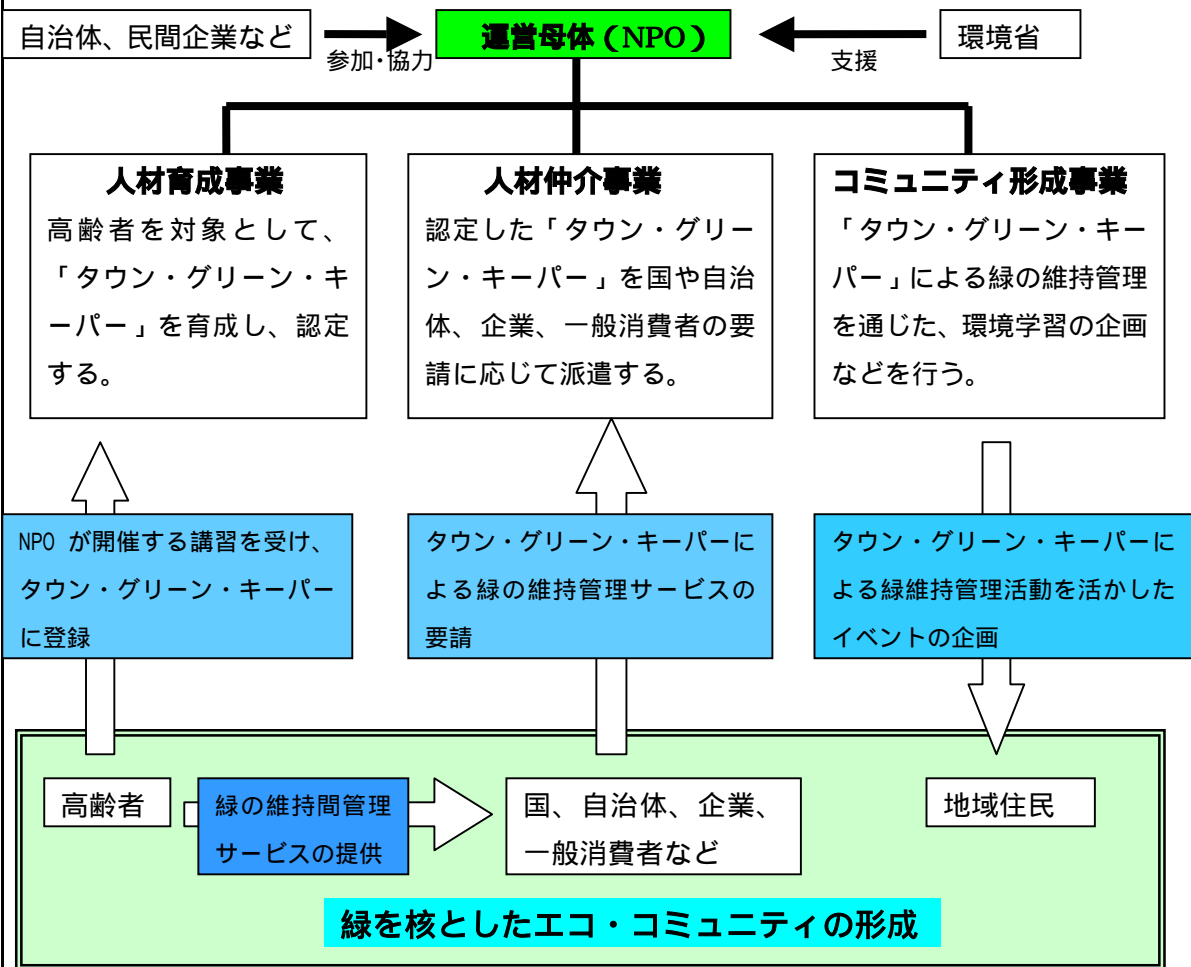
地球環境問題を背景として、緑化活動の重要性が高まってきている。加えて、景観緑3法の影響により、今後、多様な緑地が創出されることが見込まれている。その一方で、民間企業においても、CSR（企業の社会的責任）の重要性が高まるなかで企業緑地の拡充を図ろうという動きが目立ってきている。加えて、国民の緑に対する意識も高まってきていると言っている。しかし、ここで問題になるのが維持管理の問題。量的に増加して緑をどのように、より質の高い緑へ成長させていくのかということを考える必要がある。

その一方で、高齢化の進展により、高齢者の雇用先と“生きがい”を創出することが必要になっている。この2つの問題を解決する形で、高齢者の労働力を活かした緑の保全活動を推進していく。

政策の概要

- ・当政策を主体的に動かしていく組織として、新たにNPOを創設する。
- ・NPOでは、人材育成事業として、高齢者を対象に緑の維持管理に関する講習を開催し、一定の技能を取得したものを「タウン・グリーン・キーパー（仮称）」として認定する。
- ・その一方で、関連省庁や自治体と連携しながら、「タウン・グリーン・キーパー」の活動の場を創出する。また、一般家庭や企業に対しても、タウン・グリーン・キーパーの存在をPRしていく。
- ・タウン・グリーン・キーパーに対して、緑の維持管理に関する要請があった場合、NPOが仲介役として、近郊のタウン・グリーン・キーパーを派遣する。各タウン・グリーン・キーパーは、維持管理業務に応じて、一定の報酬を得る。
- ・NPOでは、タウン・グリーン・キーパーの維持管理活動を活用しながら、地域児童を対象とした環境学習などを企画し、タウン・グリーン・キーパーと地域住民の交流を促し、緑を核としてエコ・コミュニティ形成を図る。
- ・また、タウン・グリーン・キーパーを対象とした園芸療法などにも組み込んでいくことで高齢者の“生きがい創出”につなげていく。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



備考：資格認定に際しては、環境・農学・建築系の大学、ガーデニング等各種学校、業界団体、他のNPO、樹木医等との連携により質の高い資格にする。
 作業者の安全対策を万全なものとするは勿論であるが、万一のため登録者全員に保険をかける（保険料の補助の検討）。

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

< 提携・協力主体 >

- ・株式会社 創樹社（緑化・環境建築の総合専門紙「グリーン・アーキテクチャ・トリビューン」を発行）
- ・そのほか、NPOの発足に向けて、緑化関連企業、建築関連企業、自治体などの参加を呼びかけていく。
- ・当面は東京近郊を中心にタウン・グリーン・キーパー制度の運用を図り、その後、各地域に支部を設ける（もしくは他の関連NPOとの連携を図る）。

政策の実施により期待される効果

- ・より質の高い緑地（＝適切な維持管理が行われた緑地）が増加することで、国民の緑や自然環境に対する意識を変化させることにつながり、緑化の推進につなげていくことができる（＝地球温暖化防止への貢献）。
- ・緑の維持管理を通じて、高齢者とそのほかの世代の交流を促すことで、地域のエコ・コミュニティの形成を図ることができる。
- ・高齢者の“生きがい創出”につながる。
- ・捕殺、病気枝の切除等きめの細かい管理で、薬剤の使用を抑え天敵等の発生を促すことが可能。多様な植物種の利用が可能。（＝生物多様性の推進）
- ・環境学習、地域のエコ・コミュニティを通し、イベント等として街の花飾り、花壇作りを行ない、より豊かな緑環境を構築する。（＝ガーデンアイランドの推進）

その他・特記事項

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 二チム研究会 (Nichimu Research Society)

所在地	〒811-4233 福岡県宗像郡福間町中央 6-20-13-302 TEL:0940 - 35 - 8533 FAX:0940 - 35 - 8533 E-mail:Nichimu@aol.com		
ホームページ			
設立年月	平成 13 年 5 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	矢野忠士	担当者	野呂耕爾
組織	スタッフ 5 名 (内 専従 1 名)		
	個人会員 0 名	法人会員 0 名	その他会員 (賛助会員等) 17 名
設立の経緯	H13.3 環境問題についての身近な情報収集と交換を目的として、緩やかな結びつきの中から交流を開始 H13.5 技術者、会社員、主婦などが集まり「二チム研究会」を発足		
団体の目的	環境の保全・保護に関し、身の回りの身近な問題を吸い上げ、幅広く情報の収集と交換を行い、個々の会員が有する知識・経験を最大限に活用することによって、環境問題に直結する個別の問題から社会システムに起因する問題に至るまで、問題解決のための技術提案、ビジネスモデル構築、政策提言等を行い環境の保全保護に寄与していくことを目的とする。		
団体の活動プロフィール	<ul style="list-style-type: none"> インターネットや関連文献を通じて収集された環境政策・環境ビジネス等の情報を利用した勉強会を開催し、環境意識の継続的な啓発を実施 環境問題に寄与し得る環境関連商品等の創出 個々の会員の特性を生かして、主婦として取り組める環境活動を継続的にを行い、その取組に対して自治体より環境貢献賞を受賞 (H13) 企業との共生関係を重視し、環境ベンチャー、ISO14001 認定工場、火力、原子力発電所の見学を通じて、環境アセスメント法に基づく公聴会や技術懇談会等に参加 NGO/NPO・企業環境政策提言応募 (H14、H15) 環境政策、環境経済等の環境問題に関する Web サイトや、環境技術に関する斬新かつユニークな特許・実用新案を収集し、誰もが容易に閲覧可能なようにインターネット上に公開 (H14~) 		

活動事業費 (平成14年度) 円

政策の分野

- 個人のライフスタイルの見直し
- 環境配慮型商品の普及に関する制度・活動

政策の手段

- 家庭版環境会計の導入計画
- 家庭版環境会計の環境教育への活用

団体名：ニチム研究会

担当者名：野呂耕爾

政策の目的

環境関連の会計情報を提供するための有効なツールである「環境会計」の概念を、企業や事業体のみならず一般家庭まで広げることによって、環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を国民一人一人が認識できるようにするとともに、可能な限りのインセンティブを与えることによって、環境行動を促進することを目的とする。また、「家庭版環境会計」そのものを環境教育のための新たなツールとして活用していく。

背景および現状の問題点

【環境会計の現状】

環境会計とは、「企業等が、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み（環境省HPより抜粋）」であり、その機能は、内部機能（経営管理ツール）および外部機能（社会とのコミュニケーションツール）に分類される。特に、持続可能な社会の構築が危急の課題となっている昨今においては、従来の企業等の経済的活動および社会的活動に加え、「環境的側面」での取組を支える社会とのコミュニケーションツールとして大きく貢献しており、ここ数年、企業等が発行する環境社会報告書等においてその一部が紹介されている。環境問題がこれだけ注目されている今、環境会計の導入・公開は、「社会的信頼・評価の獲得 企業の発展」というインセンティブがあるからこそ、重要な役割を担うようになってきている。

【環境問題に対する意識と行動】

環境問題に対する国民の意識はますます高まっている。実際、環境問題に関するある調査の結果（参考：2002「生活者の環境意識と行動」調査報告書 - 株式会社 電通）、環境問題に何らかの関心を持っている生活者は80～90%にのぼり、生活者の環境意識は高いものと考えられる。ただし、日用品/耐久品ともに購入重視点として「環境を損なわないか」をあげる生活者は約15%であり、普段の行動として「環境に配慮した製品かチェック」する生活者は10%にも満たないとの報告がある。このような過去の調査結果も踏まえて、一般的に「日本人は、環境意識は高いものの行動が伴わない」と言われている。

【環境教育の現状】

環境意識を育成するための施設が増え、エコツアー、各種勉強会・公聴会等、環境問題に触れる機会も増加している。しかし、環境問題に対する関心は、依然一部の人間に限定されているのが現状である。ニチム研究会は、過去2回に渡って、地域通貨およびゴミリサイクルに関する提言を行ってきたが、これらはいずれも、日常生活の中で環境問題に触れる機会を増やし、環境行動へと結びつけるためのシステムを言及したものである。やはり、国民一人一人の日常生活と環境問題をリンクさせるシステムの確立が必要と考える。

政策の概要

以上のような現状を踏まえて、家庭版環境会計の導入および支援制度を検討する。

企業等は、基本的にその「発展」をインセンティブとして環境活動に取り組む（社会的信頼の獲得、利益の増大、認知度の向上等「発展」の要素はいくつかある）。同様に、国民一人一人の環境行動を喚起するためにも、インセンティブと簡単な仕組みが必要と考える。前述の調査結果に見られる環境意識と環境行動の隔たりは、共益と私益の葛藤に起因するものと考えられるため、両者を適度に満足可能なインセンティブと仕組みを確立することが重要である。

家庭版環境会計の導入

環境会計の基本である環境保全コスト（環境保全のためのコスト）および環境保全効果（活動により得られた効果）を一般家庭にあてはめた場合を、一般企業と比較して以下に示す。

		一般企業（主に製造業）	一般家庭
環境コスト		公害防止コスト（排水処理費用等）、地球環境保全コスト（空調管理費用等）、研究・開発コスト（技術開発費用等）ほか	商品購入代金のうち、企業の環境コスト配賦分（商品単位）
環境保全効果	直接	省エネルギー効果（使用電力量の低減）、省資源化効果（排水の再利用）、ISOコンサルティング収入ほか	企業の環境保全効果配賦分（商品単位）
	間接	販売商品の省エネ・省資源効果、汚染防止による浄化の回避、CO ₂ 低減効果（電力・重油削減等）ほか	

すなわち、販売商品単位で定められた環境コストおよび環境保全効果を、商品の購入ごとに積算して集計したものが各家庭の環境会計となるわけである。

支援制度の確立

複雑な制度やシステムでは、一般家庭への普及が困難となる。そこで、上記の環境会計の情報を記憶するデータ記憶用カード（ICカード等。以下「環境カード」と仮称する）を、各自治体から消費者（住民）に配布する。消費者は、買い物の際にこの環境カードを提示し、各商品固有の環境コストおよび環境保全効果を購買履歴として記憶していただくだけである（ただし、データを読み書きするための店舗用カードリーダー/ライタの普及には、別途助成金等が必要となる）。

また、企業側に対しては、環境コストの配賦方法、コスト情報や保全効果情報の商品への添付方法（バーコード、QRコード等）を含めて、本政策推進に当たってのガイドラインを環境省主導で策定する。

評価

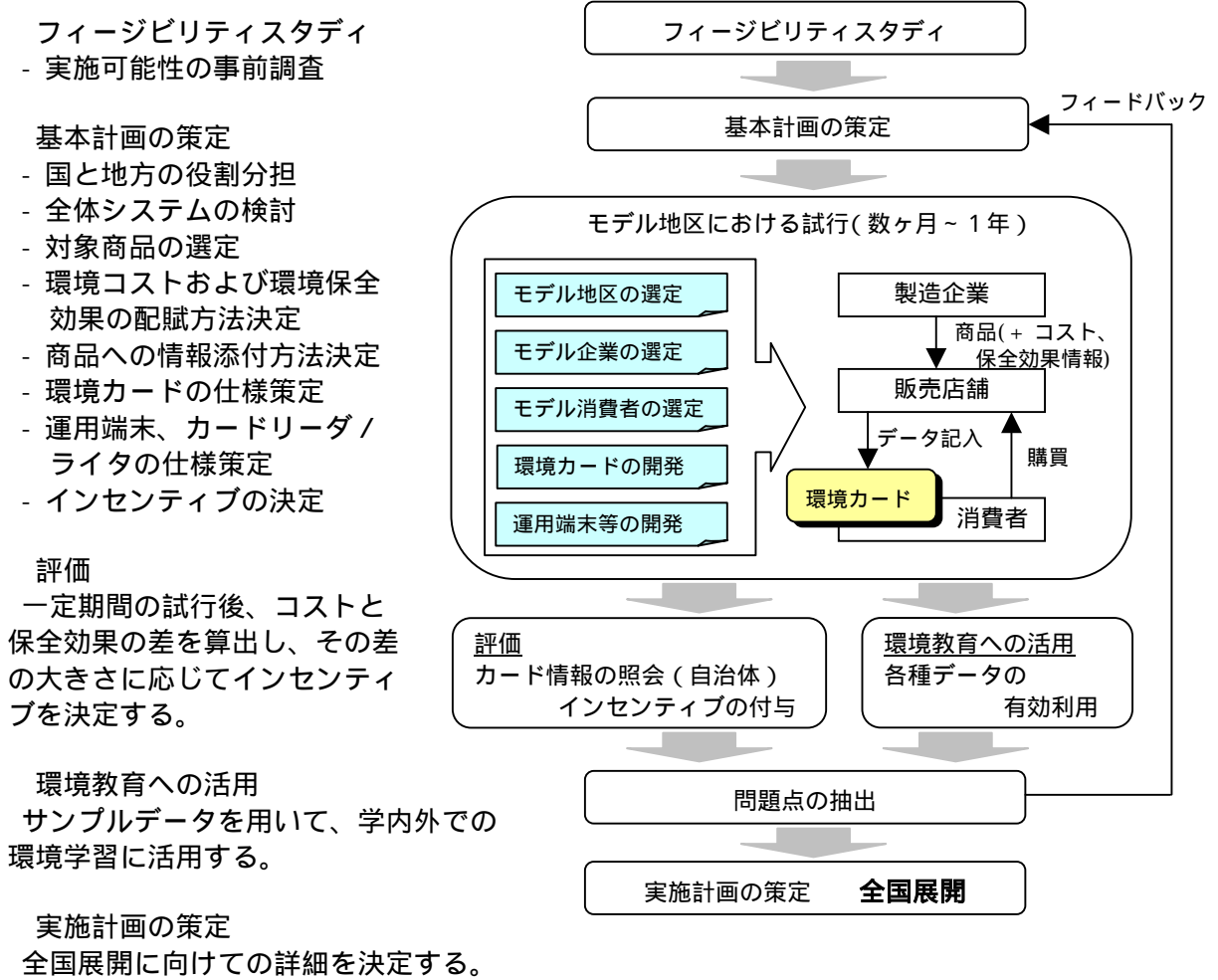
一定の集計期間経過後、累積環境保全効果が累積環境コストを上回る場合は、環境問題に対する貢献度が高かったものとみなして、当該消費者にインセンティブを与える。インセンティブとしては、環境表彰等の公共性の高いものから、環境関連活動における税制上の優遇措置（貢献度に応じた控除）等経済面でのフィードバックが考えられる。いずれの場合も、環境カードを各地方自治体の窓口や専用端末で照会することによって、評価のステップへと進むことになる。

環境教育への活用

様々な商品の購買と、その購買データに基づく評価の繰り返しにより、身近なかたちで環境問題に対する関わりを実感できるようにする。購買データに環境負荷化学物質情報等できる限り多くの情報を付加することによって、様々な側面から、学校や家庭における環境学習の素材として活用できるようにする。

本政策への企業および一般消費者の参加は任意とする。また、中小企業等環境会計の導入が不十分な事業者に対しては、その導入に向けた支援も強化するものとする。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- [実施主体] 環境省（フィージビリティスタディ、基本計画、モデル試行、実施計画の策定、全国展開）、文部科学省（環境教育への活用方針）
- [提携主体] 地方自治体（モデル地区）
- [協力主体] モデル企業（販売店舗含む）、モデル消費者、教育関係者、ほか

政策の実施により期待される効果

- ・ 「環境カード」という手軽なツールを用いることにより、環境意識を容易に環境行動へと結びつける機会を得ることができる。
- ・ 日常的な購買活動の中で環境を意識する機会が増大する。
- ・ 環境問題に対する明確な目標（インセンティブ）を設定することによって、国民一人一人の環境問題への積極的な取組が期待される。
- ・ 環境関連商品の販売数量が増大すれば、企業側の利益も増大するため、企業等による環境投資のさらなる増加が期待される。
- ・ 「モノを買う」＝「その商品の環境情報を入手する」という行動を通して得られるデータは、老若男女を問わず、自らの活動として得られる貴重な学習体験になることが期待され、そのデータを新たな環境教育のツールとして活用することができる。

その他・特記事項

環境カードには、本政策に言及する環境コスト・環境保全効果に関する情報に限らず、その他様々な環境活動の履歴を蓄積して、さらなる環境意識の喚起に利用できればと考える。